琉球大学病院（新キャンパス）４G 屋内インフラシェアリング事業
仕様書

１．事業名称

琉球大学病院（新キャンパス）４G 屋内インフラシェアリング事業

２．事業実施期間

契約締結日から１０年間。

なお、契約期間中に移動通信システムの技術革新等が進むことが予想される。
契約当初の設備での対応が困難である場合においても、本院の患者サービスの要望等について、可能な範囲で真摯に対応すること。

３．屋内インフラシェアリング事業に係る条件

下記に掲げる事項は、全て必須条件である。
当該条件は、本学が最低限必要とする条件を示しており、「琉球大学病院（新キャンパス）４G 屋内インフラシェアリング事業」において当該条件を満たしていない、又は満たされない恐れがあると判定された場合には、企画提案選定対象から除外する。また、契約締結後においても、当該条件は遵守しなければならない。

（１） 応募資格に関する条件

① 琉球大学病院の屋内全館（但し、別添資料に示すエリアを除く）について携帯不感知対策が可能であること。

② 2 社以上の大手携帯キャリア事業者（ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）から当該対策への参画に対し同意を得ていること。なお、3 社以上から参画同意を得ている場合は、そのキャリア数に応じて加点評価を行う。（携帯キャリア会社からの参画同意書を提出すること。）

③ 琉球大学病院（新キャンパス）の建物が令和６年６月末に完成した後に、令和６年７月から着工（準備作業等を含む）し、令和６年１１月末までに電波発出が可能であること（実現可能な工程であることを証明する根拠書類を提出すること）

④ 総務省が策定・公表している「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月策定、令和４年８月改正）に従い、事業形態分類に応じて適用される電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、その他関係法令を遵守し、必要な登録及び認可を受けていること（証明書類を提出すること）。その他、設置・運営を含む当該事業及び病院に関連する各種法令に準拠すること。

⑤ 国立病院、国立大学附属病院または 500 床以上の医療機関において携帯不感知対策の導入実績を有する者であること。なお、複数の実績を有する場合は、その件数に応じて加点評価を行う。（導入実績証明書を提出すること）

⑥ 導入・運営にあたり、国立大学法人琉球大学に金銭的負担が発生しない提案が可能であること。

⑦ 施工者の選定については、病院（２００床以上）の工事を元請けとして、平成２０年以降に受注した実績があり、かつ、文部科学省における建設工事に係る一般競争参加資格認定を受けている事業者を選定すること。（資格認定書の写しを提出すること）

（２）設置・運営に関する条件

① 親機ならびに各社基地局（主装置）等は、病院棟４階サーバ室の本学が指定する区画に設置すること。なお、設置にあたっては事前に本学と調整の上、実施すること。※現場作業は原則、令和６年７月以降に実施すること。

② 子機、アンテナ等を設置する場合、通行および病院運営の支障にならない場所およびサイズで提案し、本学の了解を得た上で設置すること。なお、設置にあたっては事前（工事開始３週間前、工程や施工要領書等を作成の上）にスケジュールを含め本学と調整の上、実施すること。

③ 親機ならびに各社基地局（主装置）および子機、アンテナ等の搬入及び設置については、本学関係者の安全を考慮した方法を具体的に企画提案書にて示し、設置工事、搬入経路、時間帯等の詳細については、事前に本学と打ち合わせること。

④ 事業者には借地権、賃借権、営業権等の私法上の権利は一切認めない。

（３）経費負担に関する条件

① 親機ならびに各社基地局（主装置）および子機、アンテナ等の設置場所の貸与は有償とする。また、貸与料単価は本学規程に基づき算出する。なお、請求書により指定された銀行口座に支払期限までに年額を一括で支払うものとする。

② 本事業の開始によるメーター取り付けを含む電気工事等及び契約満了による撤去や現状復旧等にあたって生じる一切の費用は、事業者の負担とする。なお、電気工事等にあたっては事前（工事開始３週間前）本学と調整の上、実施すること。

③ 電気料金については、毎月メーター検針の報告に基づき、その実費分を本学が発行する請求書に記載された支払期限までに支払うものとする。

④ 本事業に起因する事故等が発生した際の対応について、事前に体制（工事保険加入等）を整えて置くこと。なお、当該事故により本学並びに利用者に損害を与えた場合は、その損害の賠償は、全て事業者の責任において行うものとする。

（４）機器の搬入、据付、配線、配管及び調整に関する条件

① 機器の搬入、据付、配線、配管及び調整については、病院業務に支障をきたさないよう、本学と協議の上、その指示によること。

② 搬入に際しては、壁、床及びエレベータ等傷つけぬよう注意するとともに、養生を必ず行うなど適切に対応した上で搬入すること。損傷が発生した場合には、事業者の責任において補修・修理若しくは原状回復をすること。

③ 設置場所が病院であるという特殊性を考慮し、搬入、据付、配線、配管及び調整等の際には、清潔保持を厳守すること。

④ 設置場所が病院であり、各種医療ガス等も配管されているという特殊性を考慮し、搬入、据付、配線、配管及び調整等は病院（２００床以上）の工事を元請けとして、

平成２０年以降に受注した実績があり、かつ、文部科学省における建設工事に係る一般競争参加資格認定を受けている事業者にて施工すること。

⑤ 設置工事は搬入予定日、工事予定期間を事前（工事開始３週間前）に本学と打ち合わせ、そのスケジュールに従い、実施及び完了すること。

⑥ 本機器の導入に伴い関係省庁等への各種申請が必要である場合は、落札後、速やかにその旨を申し出、申請に際し、協力すること。なお、申請要する費用においても、事業者負担とする。

⑦ 設置工事において、景観及び断線等に備え、配線・配管等の露出を控える等設置方法に配慮すること。設置後も断線等通信障害が発生した際は、事業者の負担において速やかに対応すること。

⑧ 地震による倒壊の可能性がある機器類はアンカー固定等耐震工事を行うこと。また、工事の前に対策案を本学に示し、了解を得ること。なお、工事に必要な技術者（例えば、アンカー固定の場合は第 2 種あと施工アンカー施工士以上の有資格者）を配置すること。その他、本学の求めに応じ、耐震計算書等を提出すること。

⑨ １次側キャリア回線（光ケーブル）の敷設において、病院棟４階サーバ室に設置されている、サーバーラックに接続する用途のケーブルラックの一部を使用して床下から機器へ配線を敷設する場合は、事前に敷設ルート・ケーブル本数などについて資料等により提示し、本学と協議の上、その指示によること。

（５）その他の条件

① 本事業のために使用する本学の土地及び建物を他の目的に供し、又は、転貸、担保に供してはならない。

② 機械の保守・メンテナンスを定期的に行い、障害時には復旧のため障害発生から３時間以内に本学病院に到着し、障害状況の確認し、速やかに復旧できる体制であること。なお、親機ならびに各社基地局（主装置）は秘匿性の高い病院棟４階サーバ室設置となることから、本学と連絡調整を密に行うこと。

③ 24 時間 365 日問合せ・障害の対応可能な体制を有していること。

④ 契約期間満了等による本事業終了時には、本学の申し出より配線等一部機材を無償譲渡する等、次の事業者への引継ぎに協力すること。

⑤ 本条件、企画提案書及び契約書に定めのない不測の事態については、両者にて誠意をもって協議し、対応すること。

以上